

緊急老朽危険空家等除却費補助

空家等対策を推進するため、老朽空家等の除却について補助制度を創設したものの。

1 背景

本年度において、市ではじめて略式代執行を行うこととなり、改めて、行政措置に係る事務及び財政の負担の大きさを認識した。

2 補助事業の目的

解体費の経費を補助することにより、所有者等による危険空家等の自発的解決を促す。

3 補助事業のポイント

- ・ 放置得にならないこと
- ・ 金持ち優遇策にならないこと
- ・ 可能な限り敷地の管理を担保すること（手続上で担保）
- ・ 期間限定

項目	内容
趣旨	空家等対策計画期間中に、現在把握している倒壊の恐れのある空家等を減らす。
対象空家	倒壊の恐れがあるもの（特定空家等相当）として市が判断したもの
対象経費	空家等の解体、運搬及び処分に係るもの
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助額上限	20万円
補助要件等	所得制限を設ける
事業実施期間	平成32年度まで3箇年（緊急措置）

4 補助実施状況

(1) 平成30年度 ※半額国庫補助 491千円

	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合計
件数	2件	1件		2件			5件
補助	400千円	182千円		400千円			982千円

(2) 令和元年度 ※半額国庫補助 166千円

	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合計
件数	2件						2件
補助	333千円						333千円

【除却前】



【除却後】

